○経済産業省令第四十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十五条第一項及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第四号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十四日

経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］	（特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。	3　令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。
一　ブラウン管を有するもの	一　水平周波数が三十三・八キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
二　テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの	二　海外からの旅行者向けのもの
三　映像を表示する装置であつて直視型でないもの	三　背面投射型のもの
四　プラズマディスプレイパネルを有するもの	四　ブラウン管を有するものであつて、その表示画面の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの
五　表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの	五　液晶パネル及びプラズマディスプレイパネルを有するものであつて、その表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの
六　［略］	六　［略］
［削る］	七　液晶パネルを有するもののうち直視型のバックライトを使用するもの以外のもの　八　［略］
七　［略］	4～27　［略］
4～27　［略］	

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。